

三条市スポーツ推進委員協議会 研修費に関する施行細則

(目的)

第1条 本細則は、三条市スポーツ推進委員協議会予算の研修費に関し必要な事項を定めるものとする。

(執行の事項)

第2条 研修費は、次のとおりとする。

- (1) 研修会等の昼夕食費に係る補助（以下「食事代補助」という。） 1回につき 500 円
- (2) 研修会等終了後の情報交換会出席に係る補助（以下「情報交換会費補助」という） 1回につき 1,000 円
- (3) その他研修に関する費用 会長決裁により支出する。

(重複支出の禁止)

第3条 食事代補助及び情報交換会費補助は、重複して支出しない。

(食事代補助の条件)

第4条 食事代補助は、参加対象が中越地区全域以上の規模の研修会等に出席する場合、支出する。

附 則

この施行細則は、令和7年4月10日より施行する。